

中核機関設置にむけた会議体について(案)

会議名	開催日時 頻度	構成員	事例提出者	内容
権利擁護支援等推進協議会	年2回 5月・11月	学識経験者・弁護士・司法書士・ 社会福祉士・障害者成年後見支 援センター・精神保健福祉士・行 政書士・社会福祉協議会(令和3 年度時点) 令和4年度 委員の追加 ・医師 ・民生委員 ・包括職員 ・生活支援課 ・さーくる ・ケアマネジャー		<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進基本計画に関すること ・中核機関の運営に関すること ・権利擁護支援に関すること ・地域連携ネットワークに関すること ・中核機関の取り組みの報告
権利擁護支援定例会議	年4回 6月・9月・12月・3月 第1木曜日	学識経験者・弁護士・司法書士・ 社会福祉士・障害者成年後見支 援センター	中核機関職員 一次相談機関 後見人等 (親族後見人は 含まない)	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援方針の検討 ・困難事例検討 ・ネットワークや役割分担について ・後見人支援(後見人に対するの助言等) ・法人後見支援 ・受任調整 ・意思決定支援について
専門職相談	最大年12回 臨時開催	弁護士・医師・司法書士・障害者 成年後見支援センターのうち1名 (最大2名)の派遣を依頼	中核機関職員 一次相談機関 後見人等 (親族後見人は 内容によって含 む)	<ul style="list-style-type: none"> ・法的課題についての助言 ・課題に対する専門的助言 ・後見人支援 ・法人後見支援 ・意思決定支援 <p>※基本は市役所にて専門職から中核機関や一次相談機関へ 助言を行うものとしているが、必要に応じて地域における既存の 会議体(地域ケア会議やケース会議等)にアウトリーチし、権利 擁護支援、意思決定支援の助言等を行うことも想定(地域の会 議体の派遣は弁護士・司法書士に限定)→資料3-2参照</p>